

平成 29 年 3 月 15 日

【小学校学習指導要領案への意見】
「第 2 章 第 2 節 社会」に対する意見①

小学校社会科における、以下の教育内容の方向性について賛同する。

- ・ 第 3 学年の内容及び内容の取扱いについて。
- ・ 第 4 学年の内容及び内容の取扱いについて。
- ・ 第 5 学年の内容及び内容の取扱いについて。

この方向性を踏まえ、具体的な教育内容として、以下を学習指導要領およびその解説書等に反映いただきたい。

1. 公助・共助・自助の役割分担、社会保険を補完する民間保険の意義・役割について

我が国は、その自然的条件から、様々な災害による被害を受けやすい特性を有しており、特に、首都直下型地震・南海トラフ地震などによる大規模災害の発生が予測されている近時においては、経済的な損害に備える機能として損害保険が広く経済活動を支える社会的インフラとしての役割を担っている。

また、公助・共助・自助¹の役割分担として社会保険を民間保険が補完すること、あるいは自らの生命や財産等の万一の際の備えとして民間保険を活用すること等が、消費生活を維持するうえで有用なことから、社会保障の充実・安定化と安定財源確保・財政健全化という「社会保障と税の一体改革」の推進にあたっては、国民の理解を得るべき必要な事項であると考えられる。

については、損害保険に限らず、保険は、安全で安心な社会の実現のためには不可欠な機能でもあるため、「地域で起こり得る災害を想定し、日頃から必要な備えをするなど、自分たちにできることなどを考える」際に、損害保険の補償機能あるいは生命保険の保障機能についても学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。

2. 地震保険について

地震保険は、災害・事故等の発生時に、被害からの早期復旧、生活の再建のための法律に基づく制度であり、自然災害から国民生活を支えるために国が事業を進めている仕組みと考えられることから、その重要性に鑑み、学習指導要領およびその解説書等に「災害に備える重要性とその一端を担う地震保険制度の意義」について明記していただきたい。

以 上

一般社団法人 日本損害保険協会（団体）
（住所：東京都千代田区神田淡路町 2-9）
（電話：03-3255-1215（担当：樋川・吉岡））

¹政府や地方公共団体において、ハード・ソフト両面に関する「公助」の取組を進めている。一方で、災害対策においては地域での一人一人の「自助」、多様な主体の「共助」が重要である。「自助」や「共助」による災害対策の貢献を見ると、阪神・淡路大震災では、調査によれば 6 割～9 割が「自助」「共助」で救出されている。（内閣府『平成 28 年版防災白書』p.3）

平成 29 年 3 月 15 日

【小学校学習指導要領案への意見】
「第 2 章 第 2 節 社会」に対する意見②

小学校社会科における、以下の教育内容及び指導計画の作成の方向性と内容の取扱いについて賛同する。

- ・ 第 3 学年の内容及び内容の取扱いについて。
- ・ 第 4 学年の内容及び内容の取扱いについて。
- ・ 第 5 学年の内容及び内容の取扱いについて。
- ・ 全ての学年において、地図帳を活用すること。

この方向性を踏まえ、具体的な教育内容として、以下を学習指導要領およびその解説書等に反映いただきたい。

1. 地域の自然災害とその解決策を探求する、観察や見学、聞き取りなどの調査活動などの体験を伴う学習の具体例について

防災基本計画¹によると、国および地方公共団体は「住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成」を促進し、「災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ（中略）啓発活動を住民等に対して行う²」こととされており、学校においても児童や生徒と地域の避難意識を向上させる取組みが重要である。

また、それぞれの地域には気候や地形、歴史的な土地改変といった、防災上考慮すべき地域固有の災害素因が存在するため、防災教育は地域の特性を踏まえて構築し、地域の実情に応じた内容であることが望ましい³。

「防災マップ作り」は、「施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、相互の関連や従事する人々の働きを考え」、「白地図などにまとめて」「表現する」活動であり、また、「地域で起こり得る災害を想定し、日頃から必要な備えをするなど、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断する力の育成につながる取組みである。

については、地域の自然環境・災害との関わりや防災対策について考察し、調査活動、地図帳や各種の具体的資料を通して必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるための学習の具体例として、「防災マップ作り」を学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。

以 上

一般社団法人 日本損害保険協会（団体）
（住所：東京都千代田区神田淡路町 2-9）
（電話：03-3255-1215（担当：樋川・吉岡））

¹災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画。

²第 2 編第 1 章 2 (1)

³太田好乃,牛山素行『地域特性と学校防災教育の関係について』,2009 年

平成 29 年 3 月 15 日

【中学校学習指導要領案への意見】
「第 2 章 第 2 節 社会」に対する意見①

中学校社会科における、地理的分野の内容及び内容の取扱いの方向性について賛同する。
この方向性を踏まえ、具体的な教育内容として、以下を学習指導要領およびその解説書等に反映いただきたい。

1. 地図を有効に活用して事象を説明するなどの作業的な学習活動の具体例について

防災基本計画¹によると、国および地方公共団体は「住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成」を促進し、「災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ（中略）啓発活動を住民等に対して行う²」こととされており、学校においても児童や生徒と地域の避難意識を向上させる取組みが重要である。

また、それぞれの地域には気候や地形、歴史的な土地改変といった、防災上考慮すべき地域固有の災害素因が存在するため、防災教育は地域の特性を踏まえて構築し、地域の実情に応じた内容であることが望ましい³。

「防災マップ作り」は、自然災害と防災へ取り組む地域の実態を基に、日本の自然環境に関する特色を理解するため、「地域の在り方を、地域の結び付きや地域の変容、持続可能性などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し」、地図に「表現する」活動である。また、「地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的な技能を身に付ける」ことができ、マップの制作・発表を通じて「地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる」力の育成につながる。

については、地図を有効に活用して事象を説明するなどの作業的な学習活動の具体例として、「防災マップ作り」を学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。

以 上

一般社団法人 日本損害保険協会（団体）
（住所：東京都千代田区神田淡路町 2-9）
（電話：03-3255-1215（担当：樋川・吉岡））

¹災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画。

²第 2 編第 1 章 2 (1)

³太田好乃,牛山素行『地域特性と学校防災教育の関係について』,2009 年

平成 29 年 3 月 15 日

【中学校学習指導要領案への意見】
「第 2 章 第 2 節 社会」に対する意見②

中学校社会科公民的分野の内容及び内容の取扱いの方向性について賛同する。

この方向性を踏まえ、具体的な教育内容として、以下を学習指導要領およびその解説書等に反映いただきたい。

1. 公助・共助・自助の役割分担、社会保険を補完する民間保険の意義・役割について

我が国は、その自然的条件から、様々な災害による被害を受けやすい特性を有しており、特に、首都直下型地震・南海トラフ地震などによる大規模災害の発生が予測されている近時においては、経済的な損害に備える機能として損害保険が広く経済活動を支える社会的インフラとしての役割を担っている。

また、公助・共助・自助¹の役割分担として社会保険を民間保険が補完すること、あるいは自らの生命や財産等の万一の際の備えとして民間保険を活用すること等が、消費生活を維持するうえで有用なことから、社会保障の充実・安定化と安定財源確保・財政健全化という「社会保障と税の一体改革」の推進にあたっては、国民の理解を得るべき必要な事項であると考えられる。

については、損害保険に限らず、保険は、安全で安心な社会の実現のためには不可欠な機能でもあるため、「財政及び租税の役割」を考察する際には、現代社会の特色である「自然災害の被害」と「社会保険を補完する民間保険」について取扱うよう、学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。

2. 地震保険について

地震保険は、災害・事故等の発生時に、被害からの早期復旧、生活の再建のための法律に基づく制度であり、「市場の働きに委ねることが難しい諸問題に関して」国が役割を果たしている事業と考えられることから、その重要性に鑑み、学習指導要領およびその解説書等に「災害に備える重要性とその一端を担う地震保険制度の意義」について明記していただきたい。

以 上

一般社団法人 日本損害保険協会（団体）
（住所：東京都千代田区神田淡路町 2-9）
（電話：03-3255-1215（担当：樋川・吉岡））

¹政府や地方公共団体において、ハード・ソフト両面に関する「公助」の取組を進めている。一方で、災害対策においては地域での一人一人の「自助」、多様な主体の「共助」が重要である。「自助」や「共助」による災害対策の貢献を見ると、阪神・淡路大震災では、調査によれば 6 割～9 割が「自助」「共助」で救出されている。（内閣府『平成 28 年版防災白書』、p.3）

平成 29 年 3 月 15 日

【小学校学習指導要領案への意見】
「第 2 章 第 5 節 生活」に対する意見

生活科における、教育内容及び指導計画の作成の方向性について賛同する。

この方向性を踏まえ、具体的な教育内容として、以下を学習指導要領およびその解説書等に反映いただきたい。

1. 「表現し、考えることを通して、気付きを確かなものとしたり、気付いたことを関連付けたりすることができるよう工夫」できる、実施可能な具体的な活動や体験例について

防災基本計画¹によると、「国〔消防庁、文部科学省、国土交通省、林野庁〕及び地方公共団体は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成」を促進し、「災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う²」こととされており、学校においても児童と地域の避難意識を向上させる取組みが重要である。

また、それぞれの地域には気候や地形、歴史的な土地改変といった、防災上考慮すべき地域固有の災害素因が存在するため、防災教育は地域の特性を踏まえて構築し、地域の実情に応じた内容であることが望ましい³。

「防災マップ作り」は、まちを歩くことで、「学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や、通学路の様子やその安全を守っている人々」との交流が生まれ、「社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことなどについて」、マップに「表現」することで学習する活動である。また、「地域の場所やそこで生活したり働いたりしている人々について考えることができ、自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接したり安全に生活したりしよう」という気持ちの育成にもつながる。

については、「表現し、考えることを通して、気付きを確かなものとしたり、気付いたことを関連付けたりすることができるよう工夫」できる、実施可能な具体的な活動や体験例として、「防災マップ作り」を学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。

以 上

一般社団法人 日本損害保険協会（団体）
（住所：東京都千代田区神田淡路町 2-9）
（電話：03-3255-1215（担当：樋川・吉岡））

¹災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画。

²第 2 編第 1 章 2 (1)

³太田好乃、牛山素行『地域特性と学校防災教育の関係について』,2009 年

平成 29 年 3 月 15 日

【小学校学習指導要領案への意見】
「第 2 章 第 9 節 体育」に対する意見

中学校保健体育科保健庭分野における、教育内容及び指導計画の作成の方向性について賛同する。

この方向性を踏まえ、具体的な教育内容として、以下を学習指導要領およびその解説書等に反映いただきたい。

1. 「自ら備えることの重要性」について

自転車による加害事故の賠償金が高額化していることや首都直下型地震・南海トラフ地震などによる大規模災害の発生が予測されているなかで、未然防止策だけでなく、被害からの復旧のためには、自助と公助の役割分担として自ら備える必要がある。

万一の際の経済的な備えとして、損害保険は合理的な負担で必要な備えを確保することができる手段の 1 つであり、この備えを怠ると万一の際に大きな損失を被るおそれがある。

また、「自ら備えることの重要性」を発達段階に応じて、段階的に教育していくことは、単に経済的な備えの必要性ということにとどまらず、日常生活におけるさまざまな危険を予測し、自ら危険な環境を改善することができるようにするという安全教育における「危険予測・主体的な行動」にも通じるものと考ええる。

については、「けがの防止」や、「危険の予測や回避の方法を考え」る際、また「健康で安全な生活を営むための技能を身に付ける」際の具体的な教育内容として、「自ら備えることの重要性」について学習指導要領およびその解説書に明記いただきたい。

2. 「賠償概念」について

中学校および高等学校段階では、自転車は多数の生徒が通学的手段として使用している一方で、自転車による加害事故が社会問題化しており、自転車事故に関する問題は、小学校の教育段階から取扱う必要がある、生徒が興味や問題意識を持つ身近な社会的課題と考える。

また、交通安全ルールやマナーなどの教育とともに、「他人の物を壊したり、他人にケガをさせたりしたときには、金銭的に償うことが必要になる」という「賠償概念」について、発達段階に応じて段階的に教育していくことは「道徳的諸価値の理解と自分自身に固有の選択基準・判断基準の形成」という道徳性の涵養につながるものと考ええる。

については、「交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること」などを扱う際には、児童生徒の発達の段階等を考慮し、興味や問題意識を持つことができるような身近で現代的な課題の題材として、自転車事故と「賠償概念」を取り上げるよう、学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。

以 上

平成 29 年 3 月 15 日

【中学校学習指導要領案への意見】
「第 2 章 第 7 節 保健体育」に対する意見

中学校保健体育科保健庭分野における、教育内容及び指導計画の作成の方向性について賛同する。

この方向性を踏まえ、具体的な教育内容として、以下を学習指導要領およびその解説書等に反映いただきたい。

1. 「自ら備えることの重要性」について

自転車による加害事故の賠償金が高額化していることや首都直下型地震・南海トラフ地震などによる大規模災害の発生が予測されているなかで、未然防止策だけでなく、被害からの復旧のためには、自助と公助の役割分担として自ら備える必要がある。

万一の際の経済的な備えとして、損害保険は合理的な負担で必要な備えを確保することができる手段の 1 つであり、この備えを怠ると万一の際に大きな損失を被るおそれがある。

また、「自ら備えることの重要性」を発達段階に応じて、段階的に教育していくことは、単に経済的な備えの必要性ということにとどまらず、日常生活におけるさまざまな危険を予測し、自ら危険な環境を改善することができるようにするという安全教育における「危険予測・主体的な行動」にも通じるものと考ええる。

については、「傷害の防止について理解を深める」際や、「自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくことによって防止できること」を扱う際の具体的な教育内容として、「自ら備えることの重要性」について学習指導要領およびその解説書に明記いただきたい。

2. 「賠償概念」について

中学校および高等学校段階では、自転車は多数の生徒が通学的手段として使用している。一方で、自転車による加害事故が社会問題化しており、交通安全ルールやマナーなどの教育とともに、「他人の物を壊したり、他人にケガをさせたりしたときには、金銭的に償うことが必要になる。」という「賠償概念」について、発達段階に応じて段階的に教育していくことは、「道徳的諸価値の理解と自分自身に固有の選択基準・判断基準の形成」という道徳性の涵養につながるものと考ええる。

については、「交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生すること」などを扱う際には、児童生徒の発達の段階等を考慮し、興味や問題意識を持つことができるような身近で現代的な課題の題材として、自転車事故と「賠償概念」を取り上げるよう、学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。

以 上

一般社団法人 日本損害保険協会（団体）
（住所：東京都千代田区神田淡路町 2-9）
（電話：03-3255-1215（担当：樋川・吉岡））

平成 29 年 3 月 15 日

【中学校学習指導要領案への意見】
「第 2 章 第 8 節 技術・家庭」に対する意見

中学校技術・家庭科家庭分野における、教育内容及び指導計画の作成の方向性について賛同する。

この方向性を踏まえ、具体的な教育内容として、以下を学習指導要領およびその解説書等に反映いただきたい。

1. 金融経済教育を取り入れた「金融リテラシー」の学習について

2008 年の世界金融危機を契機に、健全な金融システムの維持には、規制のみならず、利用者が金融について必要な知識を身につけ、適切に行動することの重要性が再認識された。金融リテラシー向上のため、国レベルで調整・推進する認識が高まったことで、2012 年 6 月の G20 でも金融経済教育の重要性について議論され、「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」が承認されている。

これを受け、わが国でも「金融経済教育研究会」が設立、「金融経済教育研究会報告書」を公表し、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」が示された。

この金融リテラシーを「生きる力」として捉えたときに、その学習は、社会人になつてからでは遅く、発達段階に応じた教育が必要である。

生徒が将来、自立した主体として社会に参画し、他者との協働の意義について考えよりよい社会と豊かな生活を築いてくため、また、現代的な諸課題を適切に解決できる能力を育むためには、金融が経済において果たす役割について段階的・継続的に正しく教育していく必要があると考える。

ついでには、人の生活の営みに係る多様な生活事象を学習対象としている家庭科が、金融経済教育の実践の場としてふさわしいものとする。また、「金銭の管理と購入」や、「消費者の権利と責任」の内容として、実践的に学習できる題材の金融経済教育を取り入れていただきたい。

以 上

一般社団法人 日本損害保険協会 (団体)
(住所:東京都千代田区神田淡路町 2-9)
(電話:03-3255-1215(担当:樋川・吉岡))

平成 29 年 3 月 15 日

【小学校学習指導要領案への意見】
「第 3 章 特別の教科 道徳」に対する意見

本科目における教育内容と指導計画の作成の方向性について賛同する。

この方向性を踏まえ、具体的な教育内容として、以下を学習指導要領およびその解説書等に反映いただきたい。

1. 「賠償概念」について

中学校および高等学校段階では、自転車は多数の生徒が通学的手段として使用している一方で、自転車による加害事故が社会問題化しており、自転車事故に関する問題は、小学校の教育段階から取扱う必要がある、生徒が興味や問題意識を持つ身近な社会的課題と考える。

また、交通安全ルールやマナーなどの教育とともに、「他人の物を壊したり、他人にケガをさせたりしたときには、金銭的に償うことが必要になる。」という「賠償概念」について、発達段階に応じて段階的に教育していくことは「道徳的諸価値の理解と自分自身に固有の選択基準・判断基準の形成」という道徳性の涵養につながるものと考え。

については、「健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に」すること、「自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする事」、「安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること」、「法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たすこと」などを扱う際には、児童生徒の発達の段階等を考慮し、興味や問題意識を持つことができるような身近で現代的な課題の題材として、自転車事故と「賠償概念」を取り上げるよう、学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。

以 上

一般社団法人 日本損害保険協会（団体）
（住所：東京都千代田区神田淡路町 2-9）
（電話：03-3255-1215（担当：樋川・吉岡））

平成 29 年 3 月 15 日

【中学校学習指導要領案への意見】
「第 3 章 特別の教科 道徳」に対する意見

本科目における教育内容と指導計画の作成の方向性について賛同する。

この方向性を踏まえ、具体的な教育内容として、以下を学習指導要領およびその解説書等に反映いただきたい。

1. 「賠償概念」について

中学校および高等学校段階では、自転車は多数の生徒が通学的手段として使用している一方で、自転車による加害事故が社会問題化しており、この問題は生徒が興味や問題意識を持つ、身近な社会的課題と考える。

また、交通安全ルールやマナーなどの教育とともに、「他人の物を壊したり、他人にケガをさせたりしたときには、金銭的に償うことが必要になる。」という「賠償概念」について、発達段階に応じて段階的に教育していくことは、「道徳的諸価値の理解と自分自身に固有の選択基準・判断基準の形成」という道徳性の涵養につながるものと考え。

については、「法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること」などを扱う際には、児童生徒の発達の段階等を考慮し、興味や問題意識を持つことができるような身近で現代的な課題の題材として、自転車事故と「賠償概念」を取り上げるよう、学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。

以 上

一般社団法人 日本損害保険協会 (団体)
(住所:東京都千代田区神田淡路町 2-9)
(電話:03-3255-1215(担当:樋川・吉岡))

平成 29 年 3 月 15 日

【小学校学習指導要領案への意見】
「第 6 章 特別活動」に対する意見

本科目における教育内容及び指導計画の作成の方向性と内容の取扱いについて賛同する。
この方向性を踏まえ、具体的な教育内容として、以下を学習指導要領およびその解説書に
反映いただきたい。

1. 「自ら備えることの重要性」について

自転車による加害事故の賠償金が高額化していることや首都直下型地震・南海トラフ地震などによる大規模災害の発生が予測されているなかで、未然防止策だけでなく、被害からの復旧のためには、自助と公助の役割分担として自ら備える必要がある。

万一の際の経済的な備えとして、損害保険は合理的な負担で必要な備えを確保することができる手段の 1 つであり、この備えを怠ると万一の際に大きな損失を被るおそれがある。

また、「自ら備えることの重要性」を発達段階に応じて、段階的に教育していくことは、単に経済的な備えの必要性ということにとどまらず、日常生活におけるさまざまな危険を予測し、自ら危険な環境を改善することができるようにするという安全教育における「危険予測・主体的な行動」にも通じるものとする。

については、学校行事において「事件や事故、災害等から身を守る安全な行動」について取り上げる際には、「自ら備えることの重要性」を発達段階に応じて段階的に教育できるよう、学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。

以 上

一般社団法人 日本損害保険協会 (団体)
(住所:東京都千代田区神田淡路町 2-9)
(電話:03-3255-1215(担当:樋川・吉岡))

平成 29 年 3 月 15 日

【中学校学習指導要領案への意見】
「第 5 章 特別活動」に対する意見

本科目における教育内容及び指導計画の作成の方向性について賛同する。
この方向性を踏まえ、具体的な教育内容として、以下を学習指導要領およびその解説書に反映いただきたい。

1. 「自ら備えることの重要性」について

自転車による加害事故の賠償金が高額化していることや首都直下型地震・南海トラフ地震などによる大規模災害の発生が予測されているなかで、未然防止策だけでなく、被害からの復旧のためには、自助と公助の役割分担として自ら備える必要がある。

万一の際の経済的な備えとして、損害保険は合理的な負担で必要な備えを確保することができる手段の 1 つであり、この備えを怠ると万一の際に大きな損失を被るおそれがある。

また、「自ら備えることの重要性」を発達段階に応じて、段階的に教育していくことは、単に経済的な備えの必要性ということにとどまらず、日常生活におけるさまざまな危険を予測し、自ら危険な環境を改善することができるようにするという安全教育における「危険予測・主体的な行動」にも通じるものとする。

については、学級活動や学校行事において「事件や事故、災害等から身を守る安全な行動」について取り上げる際には、「自ら備えることの重要性」を発達段階に応じて段階的に教育できるよう、学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。

以 上

一般社団法人 日本損害保険協会 (団体)
(住所:東京都千代田区神田淡路町 2-9)
(電話:03-3255-1215(担当:樋川・吉岡))

「小学校学習指導要領案」及び「中学校学習指導要領案」に関するパブリック・コメント意見対照表

一般社団法人 日本損害保険協会

※今般公表された学習指導要領案との対照表として、左から順に「対象の教科」、「対象の科目」、「対象の学校種別」、「これまでの審議のまとめ（2016年9月当局公表）内の記載（抜粋）」、「学習指導要領案（2017年2月当局公表）の記載（抜粋）」、「パブリックコメント（要約）」、「当協会提出意見の番号」を掲載しています。

Table with 5 columns: 教科, 科目, 学校種別, 当局公表のまとめ (2016年9月当局公表 抜粋), 学習指導要領案 (2017年2月当局公表 抜粋), パブリックコメント (要約), 意見番号. It details the comparison between the draft curriculum standards and public comments for elementary and middle school subjects.

教科	科目	学校種別	当局公表のまとめ (2016年9月当局公表 抜粋)	学習指導要領案 (2017年2月当局公表 抜粋)	パブリックコメント (要約)	意見番号
社会	(地理的分野)	中学校	<p>中学校社会地理的分野においては、「世界の諸地域の学習」において地球規模の課題等を主題として取り上げた学習を充実させるとともに、防災・安全教育に関して空間情報に基づく危険の予測に関する指導を充実させるなどの改善を行う。</p>	<p>第2 各分野の目標及び内容 〔地理的分野〕(p. 27-)</p> <p>1 目標 社会的事象の地理的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。 (1) 我が国の国土及び世界の諸地域に関して、地域の諸事象や地域的特色を理解するとともに、調査や諸資料から地理に関する様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。 (2) 地理に関わる事象の意味や意義、特色や相互の関連を、位置や分布、場所、人間と自然環境との相互依存関係、空間的相互依存作用、地域などに着目して、多面的・多角的に考察したり、地理的な課題の解決に向けて公正に選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。 (3) 日本や世界の地域に関わる諸事象について、よりよい社会の実現を視野にそこで見られる課題を主体的に追究、解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土に対する愛情、世界の諸地域の多様な生活文化を尊重しようとすることの大切さについての自覚などを深める。</p> <p>2 内容 C 日本の様々な地域 (1) 地域調査の手法 場所などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 観察や野外調査、文献調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方の基礎を理解すること。 (4) 地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的な技能を身に付けること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 地域調査において、対象となる場所の特徴などに着目して、適切な主題や調査、まとめとなるように、調査の手法やその結果を多面的・多角的に考察し、表現すること。 (2) 日本の地域的特色と地域区分 次の①から④までの項目を取り上げ、分布や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 自然環境② 人口③ 資源・エネルギーと産業④ 交通・通信 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取組などを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること。 (4) 地域の在り方 空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。 (4) 地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる手法について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 地域の在り方を、地域の結び付きや地域の変容、持続可能性などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。 3 内容の取扱い (5) 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。 ア (1)については、次のとおり取り扱うものとする。 (7) 地域調査に当たっては、対象地域は学校周辺とし、主題は学校所在地の事情を踏まえて、防災、人口の偏在、産業の変容、交通の発達などの事象から適切に設定し、観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容のCの(3)の中の学校所在地を含む地域の学習や、Cの(4)と結び付けて扱うことができること。 (4) 様々な資料を的確に読み取ったり、地図を有効に活用して事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れること。また、課題の追究に当たり、例えば、防災に関わり危険を予測したり、人口の偏在に関わり人口動態を推測したりする際には、縮尺の大きな地図や統計その他の資料を含む地理空間情報を適切に取り扱い、その活用の技能を高めるようにすること。</p>	<p>1. 地図を有効に活用して事象を説明するなどの作業的な学習活動の具体例について 防災基本計画によると、国および地方公共団体は「住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成」を促進し、「災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ(中略)啓発活動を住民等に対して行う」こととされており、学校においても児童や生徒と地域の避難意識を向上させる取組みが重要である。また、それぞれの地域には気候や地形、歴史的な土地改変といった、防災上考慮すべき地域固有の災害要因が存在するため、防災教育は地域の特性を踏まえて構築し、地域の実情に応じた内容であることが望ましい。 「防災マップ作り」は、自然災害と防災へ取組む地域の実態を基に、日本の自然環境に関する特色を理解するため、「地域の在り方を、地域の結び付きや地域の変容、持続可能性などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し」、地図に「表現する」活動である。また、「地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的な技能を身に付ける」ことができ、マップの制作・発表を通じて「地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる」力の育成につながる。 については、地図を有効に活用して事象を説明するなどの作業的な学習活動の具体例として、「防災マップ作り」を学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。</p>	(3)
社会	(公民的分野)	中学校	<p>・「防災情報の発信・活用に関する指導、情報化など知識基盤社会化による産業や社会の構造的な変化やその中での起業に関する扱い」を充実させるなどの改善を行う。</p>	<p>〔公民的分野〕(p. 42-)</p> <p>1 目標 (1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し、民主主義、民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動との関わり、現代の社会生活及び国際関係などについて、個人と社会との関わりを中心に理解を深めるとともに、諸資料から現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。 2 内容 A 私たちと現代社会 (1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 現代日本の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などが見られることについて理解すること。 B 私たちと経済 (1) 市場の働きと経済 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解すること。 (2) 国民の生活と政府の役割 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。 (4) 財政及び租税の意義、国民の納税の義務について理解すること。 イ 国民の生活と福祉の向上を図ることに向けて、次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 市場の働きに委ねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たす役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。 (4) 財政及び租税の役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。 3 内容の取扱い (2) 内容のAについては、次のとおり取り扱うものとする。 ア (1)については、次のとおり取り扱うものとする。 (7) 「情報化」については、人工知能の急速な進化などによる産業や社会の構造的な変化などと関連付けたり、災害時における防災情報の発信・活用などの具体的事例を上げたりすること。 (3) 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。 イ (2)については、次のとおり取り扱うものとする。 (4) イの(4)の「財政及び租税の役割」については、財源の確保と配分という観点から、少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて考察し、表現させること。</p>	<p>1. 公助・共助・自助の役割分担、社会保険を補完する民間保険の意義・役割について 我が国は、その自然的条件から、様々な災害による被害を受けやすい特性を有しており、特に、首都直下型地震・南海トラフ地震などによる大規模災害の発生が予測されている近時においては、経済的な損害に備える機能として損害保険が広く経済活動を支える社会的インフラとしての役割を担っている。また、公助・共助・自助の役割分担として社会保険を民間保険が補完すること、あるいは自らの生命や財産等の万一の際の備えとして民間保険を活用すること等が、消費生活を維持するうえで有用なことから、社会保障の充実・安定化と安定財源確保・財政健全化という「社会保障と税の一体改革」の推進にあたっては、国民の理解を得るべき必要な事項であると考えられる。 については、損害保険に限らず、保険は、安全で安心な社会の実現のためには不可欠な機能でもあるため、「財政及び租税の役割」を考察する際には、現代社会の特色である「自然災害の被害」と「社会保険を補完する民間保険」について取扱うよう、学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。 2. 地震保険について 地震保険は、災害・事故等の発生時に、被害からの早期復旧、生活の再建のための法律に基づく制度であり、「市場の働きに委ねることが難しい諸問題に関して」国が役割を果たしている事業と考えられることから、その重要性に鑑み、学習指導要領およびその解説書等に「災害に備える重要性とその一端を担う地震保険制度の意義」について明記していただきたい。</p>	(4)

教科	科目	学校種別	当局公表のまとめ (2016年9月当局公表 抜粋)	学習指導要領案 (2017年2月当局公表 抜粋)	パブリックコメント (要約)	意見 番号
生活	—	小学校 (第1・2 学年)	<p>・「生活科では、子供の生活圏である学校、家庭、地域を学習の対象や場とし、対象と直接関わる活動を行うことで、興味や関心を喚起し、自発的な取組を促してきた。こうした点に加えて、表現を行い伝え合う活動の充実を図ることが必要である。」</p> <p>・「地域は、児童にとって生活の場であり学習の場である。地域の文化的・社会的な素材や活動の場などを見いだす観点から地域の環境を繰り返し調査し、それらの素材を教材化して最大限に生かすことが重要である。」</p> <p>・「児童の体験的な活動を重視した学習を実施するため、学校内外の様々な人的な協力、交流が必要となる。学校と地域の円滑な協働体制の構築、関連する施設との連携、獣医師等の専門家の協力も必要である。」</p>	<p>(p.94-)</p> <p>2 内容</p> <p>1の資質・能力を育成するため、次の内容を指導する。 〔学校、家庭及び地域の生活に関する内容〕</p> <p>(1) 学校生活に関わる活動を通して、学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や友達、通学路の様子やその安全を守っている人々などについて考えることができ、学校での生活は様々な人や施設と関わっていることが分かり、楽しく安心して遊びや生活をしたり、安全な登下校をしたりしようとする。</p> <p>(3) 地域に関わる活動を通して、地域の場所やそこで生活したり働いたりしている人々について考えることができ、自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接したり安全に生活したりしようとする。 〔身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容〕</p> <p>(4) 公共物や公共施設を利用する活動を通して、それらのよさを感じたり働きを捉えたりすることができ、身の回りにはみんなを使うものがあることやそれらを支えている人々がいることなどが分かるとともに、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用しようとする。</p> <p>(8) 自分たちの生活や地域の出来事を身近な人々と伝え合う活動を通して、相手のことを想像したり伝えたいことや伝え方を選んだりすることができ、身近な人々と関わることのよさや楽しさが分かるとともに、進んで触れ合い交流しようとする。</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 地域の人々、社会及び自然を生かすとともに、それらを一体的に扱うよう学習活動を工夫すること。</p> <p>(2) 身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことなどについて、言葉、絵、動作、劇化などの多様な方法により表現し、考えることができるようにすること。また、このように表現し、考えることを通して、気付きを確かなものとしたり、気付いたことを関連付けたりすることができるよう工夫すること。</p> <p>(3) 具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考えることができるようにするため、見付ける、比べる、たとえる、試す、見通す、工夫するなどの多様な学習活動を行うようにすること。</p>	<p>1. 「表現し、考えることを通して、気付きを確かなものとしたり、気付いたことを関連付けたりすることができるよう工夫」できる、実施可能な具体的な活動や体験例について</p> <p>「防災マップ作り」は、まちを歩くことで、「学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や、通学路の様子やその安全を守っている人々」との交流が生まれ、「社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことなどについて」、マップに「表現」することで学習する活動である。また、「地域の場所やそこで生活したり働いたりしている人々について考えることができ、自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接したり安全に生活したりしよう」という気持ちの育成にもつながる。</p> <p>については、「表現し、考えることを通して、気付きを確かなものとしたり、気付いたことを関連付けたりすることができるよう工夫」できる、実施可能な具体的な活動や体験例として、「防災マップ作り」を学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。</p>	(5)
体育、 保健体育	保健体育	小学校	<p>身近な生活における健康・安全についての基礎的・基本的な「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の育成を重視する観点から、内容等の改善を図る。その際、自己の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化するとともに、「技能」に関連して、心の健康、けがの防止の内容の改善を図る。また、運動領域との一層の関連を図った内容等について改善を図る。</p>	<p>第2 各学年の目標及び内容 〔第5学年及び第6学年〕</p> <p>1 目標</p> <p>(1) 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 自己やグループの運動の課題や身近な健康に関わる課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。</p> <p>(3) 各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。</p> <p>また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。</p> <p>2 内容</p> <p>G 保健 (p.133-)</p> <p>(2) けがの防止について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>アけがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。</p> <p>(7) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。</p> <p>イけがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。</p>	<p>1. 「自ら備えることの重要性」について</p> <p>自転車による加害事故の賠償金が高額化しているなかで、未然防止策だけでなく、被害からの復旧のためには、自助と公助の役割分担として自ら備える必要があるが、万一の際の経済的な備えとして、損害保険は合理的な負担に必要な備えを確保することができる手段の1つである。</p> <p>また、「自ら備えることの重要性」を発達段階に応じて、段階的に教育していくことは、日常生活におけるさまざまな危険を予測し、自ら危険な環境を改善することができるようにする安全教育の「危険予測・主体的な行動」にも通じると考える。</p> <p>については、「けがの防止」や、「危険の予測や回避の方法を考え」る際などの具体的な教育内容として、「自ら備えることの重要性」について学習指導要領およびその解説書に明記していただきたい。</p>	(6)
		中学校	<p>・個人生活における健康・安全についての「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の育成を重視する観点から、内容等の改善を図る。その際、心の健康や疾病の予防に関する健康課題の解決に関わる内容、ストレス対処や心肺蘇生法等の技能に関する内容等を充実する。</p> <p>・個人生活における健康課題を解決することを重視する観点から、健康な生活と疾病の予防の内容を学年ごとに配当する。</p>	<p>〔保健分野〕 (p.111-)</p> <p>2 内容</p> <p>(3) 傷害の防止について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア傷害の防止について理解を深めるとともに、応急手当をすること。</p> <p>(7) 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生すること。</p> <p>(4) 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。</p> <p>(9) 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。</p> <p>イ傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること。</p>	<p>2. 「賠償概念」について</p> <p>中学校および高等学校段階では、自転車は多数の生徒が通学の手段として使用している一方で、自転車による加害事故が社会問題化しており、自転車事故に関する問題は、小学校の教育段階から取扱う必要がある、生徒が興味や問題意識を持つ身近な社会的課題と考える。</p> <p>については、児童生徒の発達の段階等を考慮し、興味や問題意識を持つことができるような身近で現代的な課題の題材として、自転車事故と「賠償概念」を取り上げるよう、学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。</p>	(7)

教科	科目	学校種別	当局公表のまとめ (2016年9月当局公表 抜粋)	学習指導要領案 (2017年2月当局公表 抜粋)	パブリックコメント (要約)	意見番号
技術・家庭	家庭分野	中学校	<p>〔家庭分野〕(p.121-)</p> <p>1 目標 (1) 家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。</p> <p>2 内容 B 衣食住の生活 (6) 住居の機能と安全な住まい方 ア次のような知識を身に付けること。 (7) 家族の生活と住空間との関わりが分かり、住居の基本的な機能について理解すること。 (4) 家庭内の事故の防ぎ方など家族の安全を考えた住空間の整え方について理解すること。 イ家族の安全を考えた住空間の整え方について考え、工夫すること。</p> <p>C 消費生活・環境 次の(1)から(3)までの項目について、課題をもって、持続可能な社会の構築に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (1) 金銭の管理と購入 ア次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。 (4) 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。 イ物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。 (2) 消費者の権利と責任 ア消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。 イ身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。 (3) 消費生活・環境についての課題と実践 ア自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること。</p> <p>3 内容の取扱い (1) 各内容については、生活の科学的な理解を深めるための実践的・体験的な活動を充実すること。 (3) 内容の「B衣食住の生活」については、次のとおり取り扱うものとする。 ク(6)のアについては、簡単な図などによる住空間の構想を扱うこと。また、ア及びイについては、内容の「A家族・家庭生活」の(2)及び(3)との関連を図ること。さらに、アの(イ)及びイについては、自然災害に備えた住空間の整え方についても扱うこと。 (4) 内容の「C消費生活・環境」については、次のとおり取り扱うものとする。 ア(1)及び(2)については、内容の「A家族・家庭生活」又は「B衣食住の生活」の学習との関連を図り、実践的に学習できるようにすること。 イ(1)については、中学生の身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害を扱うこと。</p>	<p>1. 金融経済教育を取り入れた「金融リテラシー」の学習について 2008年の世界金融危機を契機に、健全な金融システムの維持には、規制のみならず、利用者が金融について必要な知識を身につけ、適切に行動することの重要性が再認識された。金融リテラシー 向上のため、国レベルで調整・推進する認識が高まったことで、2012年6月のG20でも金融経済教育の重要性について議論され、「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」が承認されている。これを受け、わが国でも「金融経済教育研究会」が設立、「金融経済教育研究会報告書」を発表し、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」が示された。 この金融リテラシーを「生きる力」として捉えたときに、その学習は、社会人になってからでは遅く、発達段階に応じた教育が必要である。生徒が将来、自立した主体として社会に参画し、他者との協働の意義について考えよりよい社会と豊かな生活を築いてくため、また、現代的な諸課題を適切に解決できる能力を育むためには、金融が経済において果たす役割について段階的・継続的に正しく教育していく必要があると考える。 については、人の生活の営みに係る多様な生活事象を学習対象としている家庭科が、金融経済教育の実践の場としてふさわしいものとする。また、「金銭の管理と購入」や、「消費者の権利と責任」の内容として、実践的に学習できる題材の金融経済教育を取り入れていただきたい。</p>	(8)	
道徳教育	道徳	小学校	<p>第2 内容 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。 A 主として自分自身に関すること (p.146-) 〔節度、節制〕 〔第1学年及び第2学年〕 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。 〔第3学年及び第4学年〕 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。 〔第5学年及び第6学年〕 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。 (p.148-) C 主として集団や社会との関わりに関すること 〔規則の尊重〕 〔第5学年及び第6学年〕 法やまじりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たすこと。 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 3 教材については、次の事項に留意するものとする。 2 (1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用を努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。</p>	<p>1. 「賠償概念」について 中学校および高等学校段階では、自転車は多数の生徒が通学的手段として使用している一方で、自転車による加害事故が社会問題化しており、自転車事故に関する問題は、小学校の教育段階から取扱う必要がある、生徒が興味や問題意識を持つ身近な社会的課題と考える。 また、交通安全ルールやマナーなどの教育とともに、「他人の物を壊したり、他人にケガをさせたりしたときには、金銭的に償うことが必要になる。」という「賠償概念」について、発達段階に応じて段階的に教育していくことは「道徳的諸価値の理解と自分自身に固有の選択基準・判断基準の形成」という道徳性の涵養につながるものとする。 については、「健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に」すること、「自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする」と、「安全に気を付けること」や、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること、「法やまじりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たすこと」などを扱う際には、児童生徒の発達の段階等を考慮し、興味や問題意識を持つことができるような身近で現代的な課題の題材として、自転車事故と「賠償概念」を取り上げるよう、学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。</p>	(9)	
		中学校	<p>第2 内容(p.139-) C 主として集団や社会との関わりに関すること 〔遵法精神、公德心〕 法やまじりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 3 教材については、次の事項に留意するものとする。 (1) 生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用を努めること。特に、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。</p>		(10)	
特別活動	-	小学校	<p>第2 各活動・学校行事の目標及び内容 〔学校行事〕 2 内容 (3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようすること。</p>	<p>1. 「自ら備えることの重要性」について 自転車による加害事故の賠償金が高額化していることや首都直下型地震・南海トラフ地震などによる大規模災害の発生が予測されているなかで、未然防止策だけでなく、被害からの復旧のためには、自助と公助の役割分担として自ら備える必要がある。 万一の際の経済的な備えとして、損害保険は合理的な負担で必要な備えを確保することができる手段の1つであり、この備えを怠ると万一の際に大きな損失を被るおそれがある。 また、「自ら備えることの重要性」を発達段階に応じて、段階的に教育していくことは、単に経済的な備えの必要性ということにとどまらず、日常生活におけるさまざまな危険を予測し、自ら危険な環境を改善することができるようにするという安全教育における「危険予測・主体的な行動」にも通じるものとする。 については、学校行事において「事件や事故、災害等から身を守る安全な行動」について取り上げる際には、「自ら備えることの重要性」を発達段階に応じて段階的に教育できるよう、学習指導要領およびその解説書等に明記していただきたい。</p>	(11)	
		中学校	<p>第2 各活動・学校行事の目標及び内容 〔学級活動〕 2 内容 (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 エ心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成(p.148-) 節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。 〔学校行事〕 2 内容 (3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようすること。</p>		(12)	